

産業廃棄物処理業者に係る 遵守事項等について

令和5年度 産業廃棄物処理業者セミナー

1

監視指導室について

- ・不法投棄、不適正処理の調査
→排出事業者や廃棄物処理業者への立入検査
- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成
→中間処理業者、最終処分業者及び収集運搬業者への立入検査

表1 産業廃棄物処理業者に対する立入検査結果(2021年度)

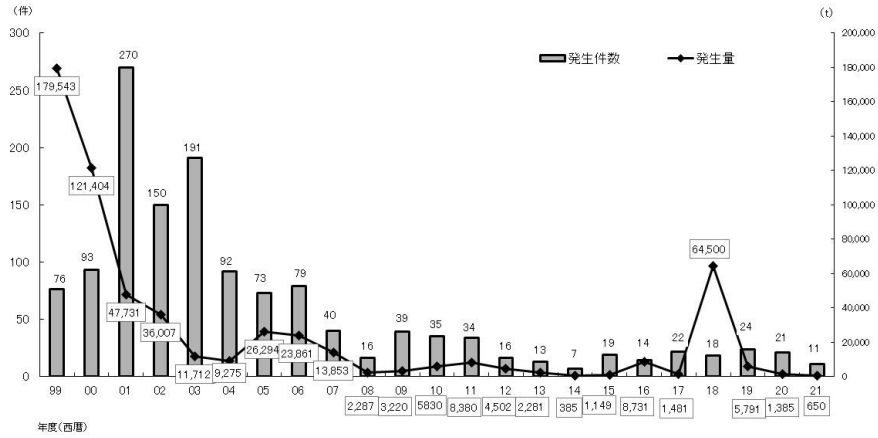
立入検査対象 (業の区分)	延べ 立入 件数	延べ 指導等 件数	指導等の内容		
			改善 命令	改善 勧告	指導 票
収集運搬業	14	7	0	0	7
中間処理業	257	107	0	5	102
最終処分業	81	9	0	0	9
合計	352	123	0	5	118



図2 廃棄物指導課及び地域振興事務所位置

2

千葉県における廃棄物の現状について



3

本日の内容

- 1 立入検査について
- 2 違反事例について
- 3 その他

4

1 立入検査について

2 違反事例について

3 その他

5

立入検査の種類

区分(目的)	根拠条項
<u>廃棄物処理の状況確認の 為の検査(無通告)</u>	廃掃法第19条第1項
許可更新に伴う立入検査	廃掃法第19条第1項
廃棄物処理施設使用前検査	廃掃法第15条の2第5項
廃棄物処理施設定期検査	廃掃法第15条の2の2第1項

6

廃棄物処理法第19条第1項(略)

廃棄物（産廃・一廃）若しくはこれらである疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両その他の場所、廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の、保管・収集・運搬・処分に関し帳簿書類その他の物件を検査させ、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

【罰則】 廃棄物処理法第30条第8号

第19条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 ⇒ 30万円以下の罰金

7

立入検査で確認するポイント

- 廃棄物処理の状況
- 関係帳簿等について

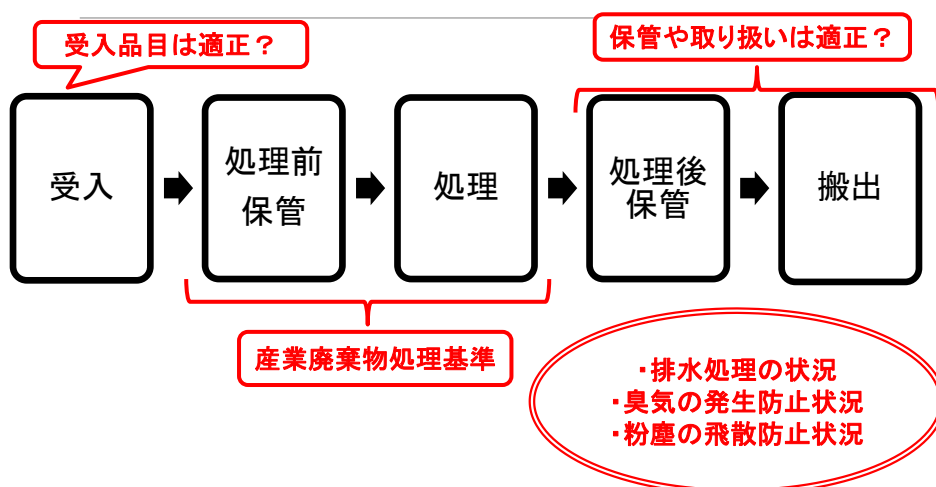
8

立入検査で確認するポイント

- 廃棄物処理の状況
- 関係帳簿等について

9

受入れから搬出まで



10

様式第九号(第十条の六関係)

許可番号

産業廃棄物処分業許可証

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第4項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを
証する。

都道府県知事 印
(市役)

許可の年月日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に若
し含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、そ
の旨を含む。) を記載すること。)

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許
可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記
載すること。)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
年 月 日 (内 第)

5. 関係第18条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本産業規格 A944番)

業の許可内容について

- ・事業の範囲
- ・事業の用に供する施設
- ・許可の条件

11

「事業の範囲」が許可された範囲内であるか

- ・記載のある処分の方法と異なる処分を行っていないか。
- ・記載のない種類の産業廃棄物を受け入れていないか。
- ・保管施設以外に、産業廃棄物が保管されていないか。

12

「事業の用に供する施設」に変更はないか

- ・ **施設ごとに種類、場所、処理能力**に変更はないか。
- ・ 施設ごとに、必要事項を記載した**掲示板**が掲示されているか、また、その**内容**が許可証と相違ないか。
- ・ 施行令第7条に規定されている施設について**技術管理者**が選任されているか。

13

許可の条件について

廃棄物処理法第14条第11項(略)

産業廃棄物処分業の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することが出来る。

条件を遵守しているか確認。
※散水の徹底、騒音対策、臭気測定等

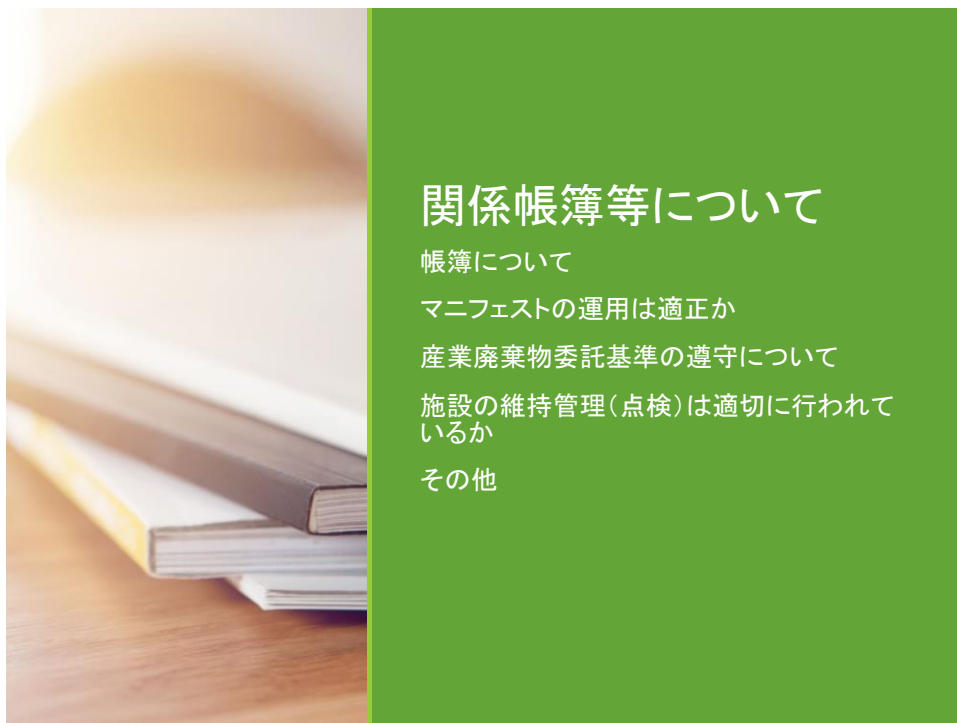
14

1 立入検査について

立入検査で確認するポイント

- 廃棄物処理の状況
- 関係帳簿等について

15



関係帳簿等について

- 帳簿について
- マニフェストの運用は適正か
- 産業廃棄物委託基準の遵守について
- 施設の維持管理(点検)は適切に行われているか
- その他

16

処理業者が備え付ける帳簿について

廃棄物処理法第14条第17項で産業廃棄物処分業者は帳簿を事業場毎に備え付ける事が義務付けられています。(保存期間は5年)

備え付ける帳簿に記載すべき内容

- 受入又は処分年月日
- マニフェストごと(交付者の氏名・名称、日付、交付番号)のリスト
- 受入先ごとの受入量
- 処分方法ごとの処分量
- 処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量

講習会テキスト参照

17

マニフェストの処理は適正か

マニフェストの運用状況について

廃棄物処理法第12条の3第10項で廃棄物処分受託者はマニフェストを処理後5年間保存する事が義務付けられています。

また、廃棄物処分受託者がみなし排出者として発行する二次マニフェストの保管状況も確認します。

18

適切な委託契約が締結されているか

委託契約書の記載内容について下記の事項等を確認。

- ・産業廃棄物の種類・数量
- ・処分に係る施設の能力
- ・受託者の事業範囲

また、処分業者が排出事業者となる委託契約書についても同様に確認。

19

施設の維持管理(点検)は適切に行われているか

処理施設の維持管理

廃棄物処理法の許可を受けた産業廃棄物処理施設は廃棄物処理法第15条の2の3の規定により維持管理に関する定期点検を行いその記録を3年間保管することが義務付けられています。

その他、千葉県では廃棄物処理施設の適正な運転・維持管理を行って頂く為に全ての廃棄物処理施設について、必要な事項を記録した帳簿等の作成を行いその記録を5年間保管するよう義務づけています。(指導要綱)

20

施設の維持管理(点検)は適切に行われているか

処理施設の維持管理

施設の維持管理として記録・保管すべき事項

- 施設の点検・検査その他維持管理記録
- 受入れた廃棄物又は処理後物の性状管理の為の分析結果
- 排水のある事業場にあつては排水の水質分析結果
- 保管期限は5年

21

その他

事故時の体制について

消火器等の防災設備の設置及び発災時の連絡網や対応マニュアルの整備状況を確認。

処理後物の取り扱いについて

処理後物の売却に係る書類(契約書・領収書等)の確認。

22

立入検査で確認される不適正事項

立入検査で確認される不適正事項であって、
注意が必要なもの。

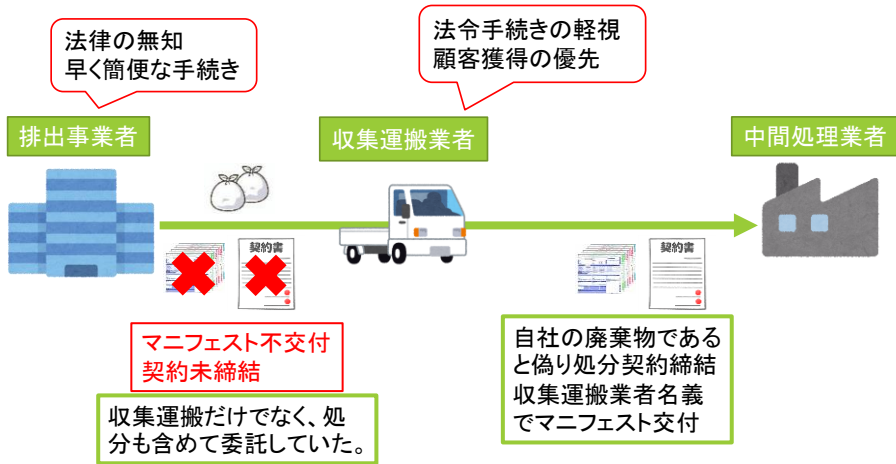
- 廃棄物の不適正保管(過剰保管、場外保管)
- 帳簿の備え付け不備
- マニフェスト「処理の終了日」

23

-
- 1 立入検査について
 - 2 違反事例について
 - 3 その他

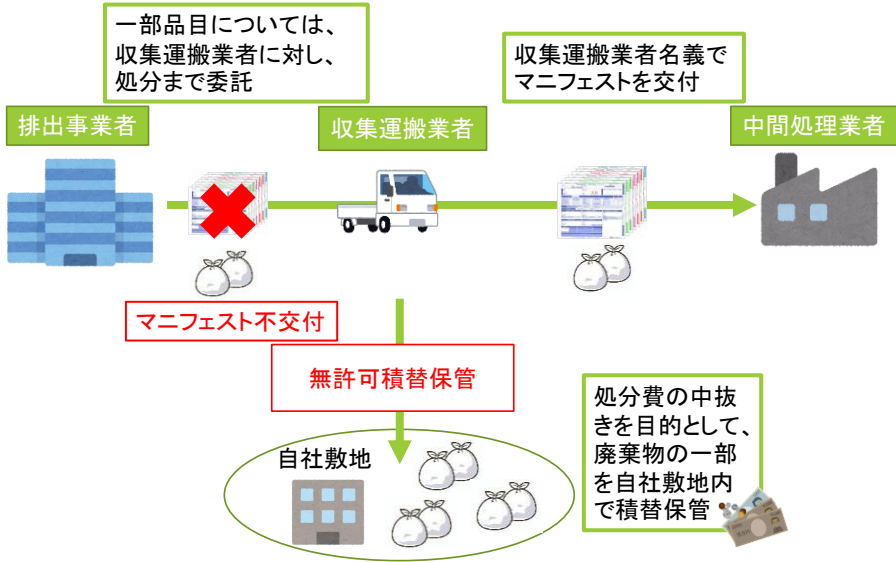
24

事例1（委託基準違反、受託禁止違反、マニフェスト交付義務違反、無許可変更）



25

事例2（委託基準違反、受託禁止違反、マニフェスト交付義務違反、無許可変更）



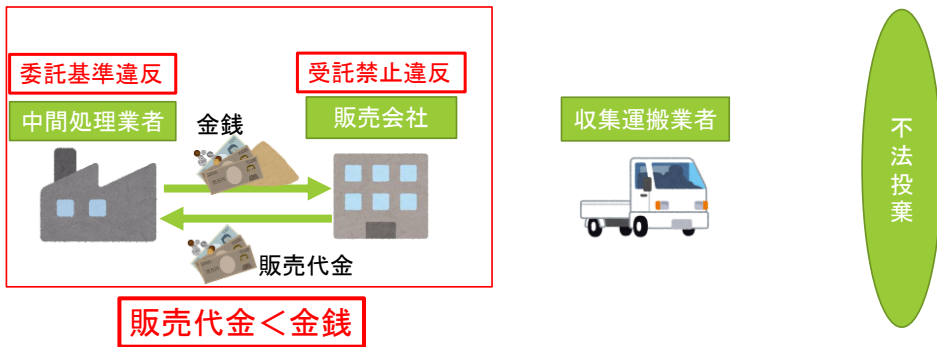
26

事例3（委託基準違反、受託禁止違反、不法投棄）



27

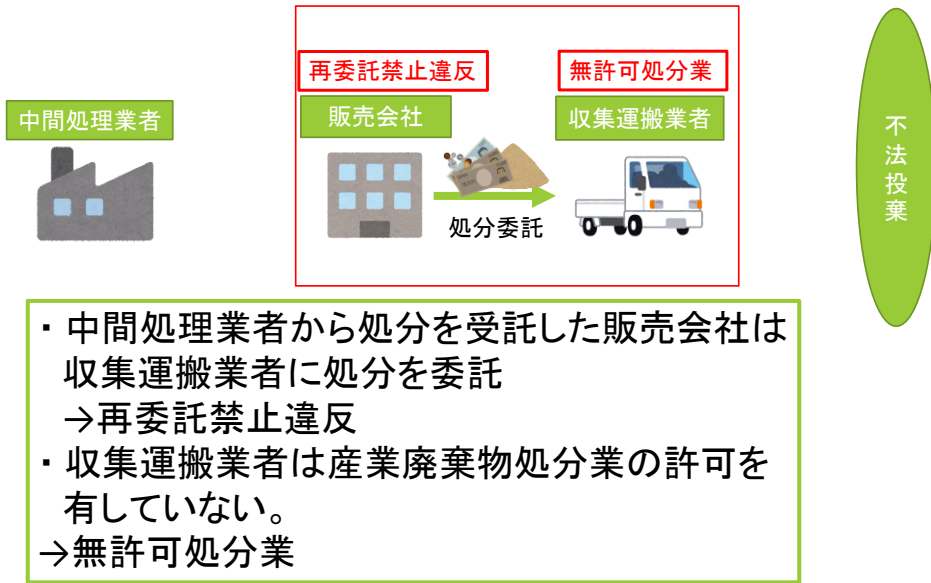
事例3（委託基準違反、受託禁止違反、不法投棄）



- ・ 処理後物の販売代金を上回る金銭の支払いがあったことから処分費に相当するとして逆有償を認定。
- ・ 処分業の許可を有さない者に対し、処分を委託した。
→委託基準違反、受託禁止違反

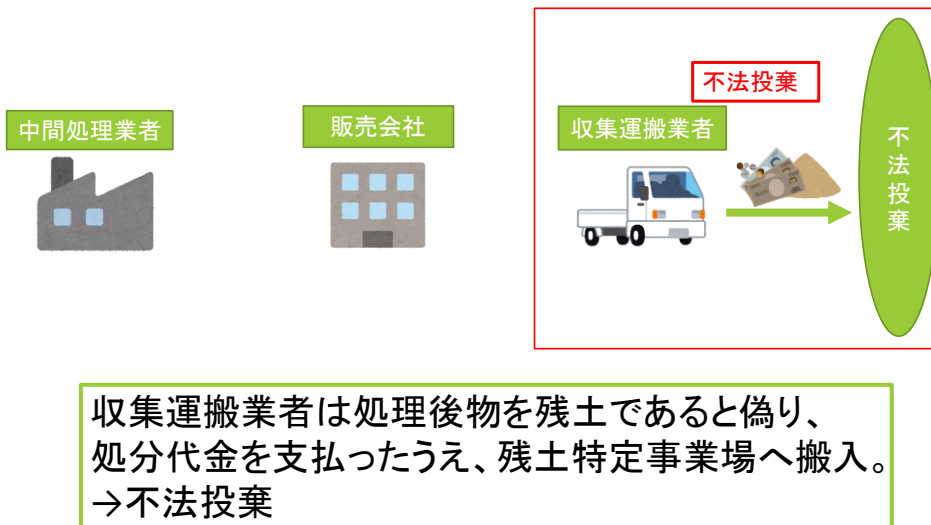
28

事例3（委託基準違反、受託禁止違反、不法投棄）



29

事例3（委託基準違反、受託禁止違反、不法投棄）



30

1 立入検査について

2 違反事例について

3 その他

31

連絡先

<産業廃棄物処理業の許可に関する事>

産業廃棄物指導室

電話:043-223-2655

<不適正処理等に関する事>

監視指導室

電話043-223-2695

<産業廃棄物に係る疑義、法令解釈に関する事>

指導企画班

電話043-223-2757

32